

武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の
勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和31年10月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第3条 教育長の給料は、月額 <u>810,000円</u> とする。	第3条 教育長の給料は、月額 <u>834,000円</u> とする。	字句の改正

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の給料月額を改定するため、所要の改正をするものである。